

2022年2月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 船 井 総 研 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 中谷 貴 之

(コード番号 9757 東証第1部)

問合せ先 取締役常務執行役員

経営管理本部本部長 奥村 隆久

(TEL. 06-6232-0130)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月26日に開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の理由

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められ、振替株式発行会社には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日(2022年9月1日)以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

1)	定款変更のための株主総会開催日	2022 年 3 月 26 日 (予定)
2	定款変更の効力発生日	2022 年 3 月 26 日 (予定)

以上

(別 紙)	(下線部分は、変更箇所を示します。)
現 行 定 款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類及び 連結計算書類に記載又は表示をすべき事 項に係る情報を、法務省令に定めるとこ ろに従いインターネットを利用する方法 により開示することにより、株主に対し て提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新設)	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部又は一 部について、議決権の基準日までに書面 交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。
(新 設)	大き総会資料の電子提供に関する経過措置等) 第3条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。  2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款16条はなお効力を有する。  3. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。